

新	旧	備考
<p data-bbox="197 292 929 323">イランを仕向国とする貿易保険引受基準の取扱について</p> <p data-bbox="593 391 963 531">平成 18 年 11 月 1 日 06 - 制度 - 0036 平成 19 年 2 月 5 日 一部改正 平成 19 年 2 月 27 日 一部改正 <u>平成 21 年 3 月 25 日 一部改正</u></p> <p data-bbox="163 582 958 646">この規定は、イランをめぐる国際情勢を踏まえ適切なリスク管理を行う観点から定めるものであり、下記の取扱を行うものとする。</p> <p data-bbox="544 697 577 722">記</p> <p data-bbox="168 774 548 799">1. 第 3 国支払いに関する取扱について</p> <p data-bbox="183 810 958 991">以下(1)の引受基準にかかわらず、仕向国がイランであり支払国又は保証国がイラン以外の輸出契約等については、以下(2)の条件に適合しない輸出契約等については引き受けない。従って以下(1) ~ については各特約書の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p data-bbox="183 1002 958 1066">ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p data-bbox="190 1117 336 1142">(1) 引受基準</p> <p data-bbox="224 1193 958 1297"><u>貿易一般包括保険(鋼材・化学品)の引受基準について[社団法人日本鉄鋼連盟 日本化学工業品輸出組合 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部]</u></p> <p data-bbox="224 1308 958 1372"><u>貿易一般包括保険(2年未満案件)の引受基準について[日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合]</u></p>	<p data-bbox="1014 292 1747 323">イランを仕向国とする貿易保険引受基準の取扱について</p> <p data-bbox="1411 391 1780 494">平成 18 年 11 月 1 日 06 - 制度 - 0036 平成 19 年 2 月 5 日 一部改正 平成 19 年 2 月 27 日 一部改正</p> <p data-bbox="983 582 1780 646">この規定は、イランをめぐる国際情勢を踏まえ適切なリスク管理を行う観点から定めるものであり、下記の取扱を行うものとする。</p> <p data-bbox="1366 697 1400 722">記</p> <p data-bbox="987 774 1373 799">1. 第 3 国支払いに関する取扱について</p> <p data-bbox="1003 810 1780 991">以下(1)の引受基準にかかわらず、仕向国がイランであり支払国又は保証国がイラン以外の輸出契約等については、以下(2)の条件に適合しない輸出契約等については引き受けない。従って以下(1) ~ については各特約書の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p data-bbox="1003 1002 1780 1066">ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p data-bbox="1010 1117 1155 1142">(1) 引受基準</p> <p data-bbox="1066 1153 1749 1181"><u>貿易一般包括保険(繊維品)の引受基準について[日本繊維輸出組合]</u></p> <p data-bbox="1066 1192 1780 1297"><u>貿易一般包括保険(鋼材・化学品)の引受基準について[社団法人日本鉄鋼連盟 日本化学工業品輸出組合 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部]</u></p> <p data-bbox="1066 1308 1780 1372"><u>貿易一般包括保険(2年未満案件)の引受基準について[日本機械輸出組合 日本電線輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合]</u></p> <p data-bbox="1066 1383 1780 1410"><u>貿易一般包括保険(2年未満案件)の引受基準について[社団法人日本自</u></p>	

新	旧	備考
<p> <u>貿易一般包括保険（企業総合）の引受基準等について</u> <u>貿易一般包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について</u> <u>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱について</u> </p> <p>（2）条件 一件当たりの輸出契約等の金額の上限：10億円</p> <p>2．仲介貿易契約に関する取扱について 以下（1）の引受基準にかかわらず、以下（2）の条件のいずれにも適合しない仲介貿易契約（貿易保険法第26条第1項又は第2項の規定により仲介貿易契約とみなされるものを含む。）は引き受けない。従って以下（1）～については各特約書の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した仲介貿易契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>（1）引受基準 貿易一般包括保険（2年未満案件）の引受基準について [日本機械輸出組合 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合] 貿易一般包括保険（企業総合）の引受基準等について 貿易一般包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について 貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱について</p> <p>（2）条件 買契約の相手方 ア)買契約（被保険者が、仲介貿易契約に基づいて販売若しくは賃貸するために、イラン国以外の外国の地域において生産され、加工され、又</p>	<p> <u>動車工業会]</u> <u>貿易一般包括保険（企業総合）の引受基準等について</u> <u>貿易一般包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について</u> <u>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱について</u> </p> <p>（2）条件 一件当たりの輸出契約等の金額の上限：10億円</p> <p>2．仲介貿易契約に関する取扱について 以下（1）の引受基準にかかわらず、以下（2）の条件のいずれにも適合しない仲介貿易契約（貿易保険法第26条第1項又は第2項の規定により仲介貿易契約とみなされるものを含む。）は引き受けない。従って以下（1）～については各特約書の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した仲介貿易契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>（1）引受基準 貿易一般包括保険（2年未満案件）の引受基準について [日本機械輸出組合 <u>日本電線輸出組合</u> 日本鉄道車両輸出組合 日本船舶輸出組合] 貿易一般包括保険（企業総合）の引受基準等について 貿易一般包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について 貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱について</p> <p>（2）条件 買契約の相手方 ア)買契約（被保険者が、仲介貿易契約に基づいて販売若しくは賃貸するために、イラン国以外の外国の地域において生産され、加工され、又</p>	

イランを仕向国とする貿易保険引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。)の相手方が本邦法人又は本邦人(以下「本邦法人等」という。)と本支店関係にある場合。</p> <p>イ)本邦法人等の買契約の相手方に対する、又は買契約の相手方の本邦法人等に対する出資比率が50%を超えている場合。</p> <p>ロ)本邦法人等が買契約の相手方に対し、又は買契約の相手方が本邦法人等に対し代表権を有する者、取締役の職にある者その他経営の基本的方針の決定に参加する者を派遣している場合。</p> <p>貨物の生産者</p> <p>上記(2)ア)からウ)のいずれの場合においても、当該買契約により購入される貨物が、当該買契約の相手方により生産されるものであること。</p> <p>附則</p> <p>この規定は平成18年11月9日(個別保険については11月2日)から実施する。</p> <p>附則</p> <p>この規定は平成19年2月13日(個別保険については2月6日)から実施する。</p> <p>附則</p> <p>この規程は平成19年3月6日(個別保険については2月28日)から実施する。</p> <p>附則</p> <p><u>この改正は平成21年4月1日から実施する。</u></p>	<p>は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。)の相手方が本邦法人又は本邦人(以下「本邦法人等」という。)と本支店関係にある場合。</p> <p>イ)本邦法人等の買契約の相手方に対する、又は買契約の相手方の本邦法人等に対する出資比率が50%を超えている場合。</p> <p>ロ)本邦法人等が買契約の相手方に対し、又は買契約の相手方が本邦法人等に対し代表権を有する者、取締役の職にある者その他経営の基本的方針の決定に参加する者を派遣している場合。</p> <p>貨物の生産者</p> <p>上記(2)ア)からウ)のいずれの場合においても、当該買契約により購入される貨物が、当該買契約の相手方により生産されるものであること。</p> <p>附則</p> <p>この規定は平成18年11月9日(個別保険については11月2日)から実施する。</p> <p>附則</p> <p>この規定は平成19年2月13日(個別保険については2月6日)から実施する。</p> <p>附則</p> <p>この規程は平成19年3月6日(個別保険については2月28日)から実施する。</p>	